

## Q & A

### 1 申請方法について

Q 複数事業の実施を予定しており、それぞれの事業で発注する事業者も異なるが、要綱別表第1の補助事業ごとに分けて、申請をしなくてはならないか。一つの申請にまとめても構わないか。

A 事業箇所や整備する内容、目的が同じである場合は、一つにまとめて申請して構いません。  
採択申請書(第1号様式)及び交付申請書(第2号様式)の「2 補助事業」において、該当する項目全てに「○」をして提出してください。

### 2 申請時期・事務処理に要する期間について

Q 採択申請書を提出してから交付決定まで、どのくらいの期間がかかるか。

A 事業規模によっては、事業内容の精査に時間を要する場合があるため、事業着手の1か月前までには採択申請書(案)を提出してください。また、事業着手日が概ね決定している場合は、早めに連絡してください。

### 3 採択申請に係る添付書類について

Q 申請事業を説明するために、添付書類に定められた資料以外に、参考資料としてパース図などを添付することは可能か。

A 構いません。添付いただければ、事業内容がより分かりやすくなるため迅速な審査につながります。

### 4 交付申請について

Q 複数の事業を申請し、採択された後に一部事業を取りやめることは可能か。

A 可能です。ただし、当該事業を一部取りやめることで当初の補助事業の目的が達成できない場合は、補助の対象外となることがあります。

### 5 事業の完了について

Q 令和4年度中に完了しない事業は、補助対象外となるのか。

A 国の臨時交付金を活用しているため、令和5年2月28日までに事業を完了していただく必要があります。  
なお、令和5年2月28日時点で整備内容が当初の補助事業の目的を達成できない状況であれば、補助の対象外となる可能性があります。

### 6 補助要件について①

Q 補助要件の1つにグリーン化とあるが、どのようなことを意識すればよいか。

A 当該補助金は、草花フィールド等における受入環境整備及び案内機能強化を主としていますので、整備等を実施する際は、自然環境に配慮した持続可能な観光を実現するための整備を意識していただくようお願いします。

(例)

- ・木道による遊歩道整備や、環境に配慮した工法により省エネ対応したトイレの整備 など
- ・遊歩道等の整備について、単にコンクリート等で固めるのではなく、可能な限り自然由来の材料を使用するなど、環境や景観に配慮した工法を検討する。
- ・駐車場の整備については、原則、アスファルト舗装は対象外となります。

## 7 補助要件について②

Q 補助要件の1つにユニバーサル化とあるが、どのようなことを行えばよいか。

A 外国人利用者や高齢の方、障がいのある方など、幅広い多様な観光客を受け入れることを意識した整備等をお願いします。

(例)

- ・観光案内板や誘導サイン、ホームページ等の多言語対応、ピクトグラムを採用
- ・展示物の多言語解説対応(音声ガイドサービス、多言語翻訳機器の整備含む)
- ・多言語案内用タブレット端末の整備、ポケットクの導入
- ・外国人利用者に対する職員対応用のマニュアル作成
- ・キャッシュレス決済への対応(外国人が利用できるもの)
- ・Wi-Fiの整備
- ・トイレの洋式化、多目的トイレの整備
- ・施設のバリアフリー化
- ・手すり等の設置
- ・車椅子等の整備

など

## 8 補助要件について③

Q 誘導板について、ユニバーサル化として多言語化を考えているが、誘導板のサイズ(スペース)的に多言語を掲載するのは難しい。日本語と英語のみでよいか。

A 誘導板の見やすさを優先していただいて結構です。そのうえで、QRコードを活用するなどご検討ください。ホームページ等が多言語化されているのであれば、それらと併せて複合的に誘導できればと考えています。

## 9 補助対象事業について①

Q でこぼこに荒れている歩道整備(町道)、看板やトイレなどの既存の修繕は対象にならないか。

A 単なる修繕では対象となりません。

観光客の満足度の向上やユニバーサル化等、利便性の向上につながる事業の一環であれば対象となります。

## 10 補助対象事業について②

Q 牧野博士ゆかりの植物が自生する公園で、イベントを開催したいが補助対象となるか。

A イベント開催に係る経費は、補助対象外です。イベント等の支援については、「リョーマの休日キャンペーン地域イベント等支援事業費補助金」などをご活用いただければと思います。

## 11 草花ガイドについて①

Q 「草花ガイド」を配置することとなっているが、ガイドは「常駐」若しくは「定量的に待機日時等を定め待機」する必要があるのか。また、予約制とすることは可能か。

A 集客が見込まれる花の見頃のシーズン中の土、日、祝日については、常駐していただくことを原則とします。その他の時期については、予約制にすることもやむを得ません。ただし、施設等の休館日など、物理的に不可能な事情がある場合は、担当までご相談ください。

## 12 草花ガイドについて②

Q 「草花ガイド」は、当該スポットの草花の解説ができれば足りるのか。

県内や牧野博士に関わる草花の解説知識まで求め、養成する必要はあるのか。

A まずは、当該スポットの草花の解説をしっかりと行っていただく必要があります。加えて、近隣地域のお食事処や観光施設等の紹介もしていただき、観光客を周遊させ地域の消費拡大につなげていただくことを補助の要件としています。さらに、牧野富太郎博士の魅力や功績、県内の他地域にある牧野博士にまつわるスポットやその見頃なども説明できるよう知識を習得いただければ尚良いと考えています。県においても牧野植物園と連携してガイドに関する研修会を開催していく予定なので、是非ご活用ください。

## 13 草花ガイドについて③

Q シーズン中に、ガイドが草花の状況などを情報発信することは必須条件なのか。

高齢のため SNS の使い方を知らないガイドがほとんどであるが、どれくらいの頻度で投稿すればよいか。

A 草花の状況などの情報発信については、必須条件ではありませんが、観光客の皆様のために草花の見頃をお伝えするご配慮をお願いします。

ガイド本人のみではなく、市町村や観光協会、集落活動センターなどの関係者の方々と連携して取り組んでいただければと思います。また、投稿頻度についても、地域の実情に合わせて対応いただいて構いません。(例えば、8～9月は毎週土日ガイドツアーを開催。デジカメで撮ったその様子を後日協会が SNS に投稿する 等)

なお、別途、県が指定する方法により、情報発信をお願いすることがありますので、その際にはご協力をお願いします。

## 14 補助対象経費について

Q 案内機能強化事業について、草花ガイドの養成に係る経費が 1,500 千円程になる見込み。1,000 千円を超えた 500 千円の部分については、案内機能強化事業の補助対象とならないのか。

A 草花ガイドの養成に係る経費で、1,000 千円を超える部分については、案内機能強化事業の補助上限額(5,000 千円)以内であれば、補助の対象(補助率2/3)となります。

## 15 補助対象外経費について

Q 要綱別表第1(注1)に記載されている補助対象外経費について、「公課費等」や「経常経費」とは具体的に何を指すか。

A ○公課費等

国税・地方税以外に国や地方公共団体が徴収する金銭又はそれに準ずるもの。

(例)

・自動車税や船舶検査手数料

・自転車の防犯登録料

・団体に所属するための入会費、会費や負担金

・土地の賃借料 等

○経常経費

一定期間ごとに継続して支出される経費(公共料金、職員人件費、施設賃借料 等)。

(例)

・Wi-Fi やインターネット回線使用料等の月額料金

・清掃委託料

・樹木剪定費、草刈費

・通常の運営に係る消耗品費

・事業のために利用する土地の賃借料 等

## 16 重要な変更について①

Q 交付決定を受けた事業の一部を実施しなくなった。これは要綱第 10 条の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 交付申請書(第2号様式)の「2 補助事業」において、複数の補助事業を申請していた場合に、いずれかの補助事業を実施しなくなった時には必ず変更申請書の提出が必要です。(要綱第 10 条)

また、1つの補助事業のみで交付申請をし、その補助事業の中で一部の事業を取り止める場合も、原則として、変更申請書の提出が必要です。ただし、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、ご相談ください。

## 17 重要な変更について②

Q 交付決定時に予定していなかった追加整備が必要となった。これは要綱第 10 条の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 原則として、変更申請書の提出が必要となります(要綱第 10 条第1項第3号)。ただし、交付決定金額の範囲内で追加整備を行おうとする場合、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、ご相談ください。

## 18 重要な変更について③

Q 交付決定時は「受入環境整備事業:500万円」「案内機能強化事業:200万円」といった内容だったが、事業効果を高めるため、「受入環境整備事業:400万円」「案内機能強化事業:300万円」という内容に変更して実施したい。これは要綱第 10 条第1項の重要な変更該当し、変更申請の手続きが必要となるか。

A 総事業費は変更がないにしても、交付決定時に予定されていなかった追加の整備により事業費が増額となる場合は、原則として、変更申請書の提出が必要となります(要綱第 10 条第1項第3～4号)。ただし、事業内容全体を見て判断させていただく場合もありますので、ご相談ください。

## 19 重要な変更について④

Q 整備工事費に係る入札減により、交付決定を受けた額に対して 20%を超える減額見込となった。ただし、交付決定を受けた同一事業に係る備品購入などの他の契約等が完了していないため、事業費全体での額は確定していない。この場合でもすぐに変更申請書を提出する必要があるか。

A 交付決定額に対して 20%を超える減額が見込まれた段階で、必ず県に連絡をお願いします。事業全体の進捗状況を踏まえ、変更申請を行う適切な時期について協議させていただきます。

## 20 重要な変更該当しない内容の変更について

Q 交付決定を受けた事業のうち、整備工事について、現地で工事を進める中で、施工面積を一部広げる必要が生じたが、要綱第 10 条第1項の重要な変更該当しない範囲のものであるため、特に手続きは必要ないか。

A 重要な変更該当しないと思われる場合でも、申請書提出時点と数量や金額に変更が生じる場合は、独自に判断せず県に事前にご相談ください。

## 21 要綱第 13 条で示されている取得財産について

Q 補助事業により取得した財産とは、どのようなものを指すのか。

A 「新規に整備した施設等(建物、建物付帯設備、構築物等)」、「備品類(看板・モニュメント等含む)」及び「既存施設等について、機能強化、改修等を行ったもの」です。

## 22 整備の実施主体について

Q ハード整備について、地域のボランティア団体を整備主体として、間接補助してよいか。

A 地域のボランティア団体が整備実施主体になるためには、①「3以上の個人又は団体で構成されていること」②「地域資源を活用し、地域振興に資する取組を行う団体で、規約等を有し、団体の意思を決定し、及び執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算及び会計処理が行われているもの」の2つの要件を満たしていなければなりません。

その上で、補助の目的を満たす水準で、継続的に維持管理できる体制が整っている必要があります。

## 23 整備の実施主体について

Q ハード整備について、民間企業や個人企業（営利目的）を実施主体として、間接補助してよいか。

A 企業が整備の実施主体となる場合は、整備内容が当該地域の観光振興や活性化につながるなど、公益性を有していることが必要です。詳しくは県担当までご相談ください。